

非農地証明について

非農地とは、土地登記簿上の地目が農地（田・畑）で、その現状が農地以外の土地になっているもので、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることが出来る土地です。

●非農地証明の対象とするものは、原則として次のとおりです。

- (1) 農地法が施行された日（昭和 27 年 10 月 21 日）より以前に非農地であった土地
- (2) 自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- (3) 耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- (4) 人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に 20 年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

●非農地証明の手続きについて

【非農地証明願】

- (1) 非農地証明を受けようとする者は、非農地証明願（別添）を農業委員会へ提出してください。
- (2) 添付書類
 - ア 位置図（申請地の位置を表示した図面）
 - イ 申請地の登記事項証明書（法務局）
 - ウ 公図の写し
 - エ その他参考資料
- (3) 農業委員会は、証明願の提出があったときは、記載事項等を審査し、農業委員 3 名以上と農業委員会事務局職員により現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認し、総会において証明の可否を決定します。
- (4) 農業委員会は、非農地の証明を適当と決定したときは、証明書を申請人に交付します。

「この証明は、農地転用許可を得なくても土地の地目変更が可能になります。つまり非農地証明は結果的に農地転用の許可書と同じ効力を発揮するものです。」

- 証明願提出締切日 毎月 25 日（25 日が休日の場合は、その翌日）

（お問い合わせ） 湯梨浜町農業委員会事務局 （電話 0858-35-5389）

非農地証明願

平成 年 月 日

湯梨浜町農業委員会長 様

申請人 住所
氏名

印

次の土地は現況が農地でなく、農地法の適用を受けない土地である旨の証明をしてください。

1. 土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	所有者氏名	備考
		登記簿	現況			

2. 農地でなくなった事由及び現在の利用状況の詳細

3. その他参考事項

(添付書類) ①位置図 ②土地登記簿謄本 ③公図写し ④その他